

原 第 6 7 号
令和7年1月10日

原子力規制委員会
委員長 山 中 伸 介 様

松江市長 上 定 昭 仁

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（要請）

本市では、平成28年4月28日付けで中国電力株式会社から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について事前了解の申し入れがあり、令和6年12月23日付けで了解したところです。

つきましては、当該施設等の設置に関して、立地自治体として別紙のとおり要請いたします。

要 請 事 項

1. 島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設等の設置に係る設計及び工事の計画の認可や原子炉施設保安規定変更認可の申請がなされた場合には、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
2. 特定重大事故等対処施設については、セキュリティの観点から公開される内容が限定的であるものの、審査や検査の結果について、可能な範囲で透明性を確保するとともに、わかりやすい情報公開に努めること。
3. 福島第一原子力発電所の事故分析の進捗による知見や令和 6 年能登半島地震から得られた知見を含めた、国内外から得られた安全性の向上に関する新たな知見については、速やかに規制基準に反映し、中国電力株式会社に対して適用を求めるなど、原子力発電所の安全性向上に不断に取り組むこと。
4. 中国電力株式会社の新たな原子力安全文化の育成及び維持活動体制の下での活動状況を含め、島根原子力発電所における全ての保安活動について、原子力規制検査の中で厳格な監視を行うこと。また、当該検査の内容については、適時、市及び市民に対してわかりやすい説明を行うこと。